

2025年度までの環境目標	生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
達成の目安となる環境の状況	・市民の生活環境に関する満足度の向上

具体的取組の概要

- ▶ 市民からの「生活環境に関する苦情相談への対応」として、発生源者に対し、法・条例に基づく規制指導や配慮要請等を行います。
- ▶ 市民の安全・安心や関心に対応した「安全・安心な市民生活に向けた情報の公表」を行います。

表-2-6-1 具体的取組2-6-1, 2と関連する各分野の取組

	2-1 大気環境の保全									
	2-1-1 大気環境の監視									
	2-1-2 施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策									
	2-1-3 自動車の排出ガス対策									
	2-1-4 解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策									
	2-2 水環境の保全									
	2-2-1 水環境の監視									
	2-2-4 水質事故への対応									
	2-3 地盤環境の保全									
	2-3-1 地盤環境の監視									
	2-3-2 土壌汚染対策									
	2-3-3 地下水質の保全									
	2-4 音環境の保全									
	2-4-1 騒音・振動の監視									
	2-4-2 事業所・建設工事等における騒音・振動対策									
	2-4-3 交通に関する騒音・振動対策									
2-6-1 生活環境に関する苦情相談への対応										
(1) 事業所等の騒音・振動										■
(2) 事業所の悪臭		■								
(3) 工事の騒音・振動										■
(4) 工事等の粉じん		■								
(5) 解体等工事におけるアスベストの飛散				■						
(6) 自動車等の交通による騒音・振動や排出ガス				■						■
(7) 屋外燃焼行為(野焼き)		■								
(8) 低周波音・光害										
(9) 生活騒音										
(10) 騒音計・振動計の貸出し										■ ■
2-6-2 安全・安心な市民生活に向けた情報の公表										
(1) 光化学スモッグ注意報等の周知	■	■								
(2) 土壌汚染が確認された土地の公表								■		
(3) ダイオキシン類の測定結果の公表	■				■		■	■		
(4) 事業者によるリスクコミュニケーションの推進		■	■			■		■		■
(5) 放射線量の測定・公表										
(6) 環境監視データ等の公表	■				■	■		■		■

市民から騒音・悪臭等の生活環境に関する苦情相談が寄せられた場合には、相談を受け付けた日から原則3日以内（閉庁日は除く）に初動対応を行います。発生源者に対しては、法・条例の規制基準や指針等に基づく規制指導を行うほか、法・条例が適用されない場合には、発生防止の措置や相談者と十分なコミュニケーションを取るなどの配慮を要請します。また、相談者と発生源者との間の調整を行い、必要に応じて公害紛争処理機関¹を案内します。

表-2-6-2 生活環境に関する相談における主な規制指導等

分野	具体的取組等	対象・基準等	根拠法令等
粉じん	2-1-2(6)粉じんの規制	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法
		事業所の規制基準	生活環境条例
悪臭	2-1-2(7)悪臭の規制	規制地域、悪臭特定物質	悪臭防止法
		事業所の規制基準（臭気指数）	生活環境条例
野焼き	2-1-2(8)屋外燃焼行為（野焼き）の規制	屋外燃焼行為	生活環境条例
アスベスト	2-1-4(1)解体等建設工事における 事前調査	解体等工事	大気汚染防止法
		解体等建設工事	生活環境条例
	2-1-4(2)石綿排出作業における 飛散防止対策	特定粉じん排出等作業	大気汚染防止法
		石綿排出作業	生活環境条例
騒音・振動	2-4-2(1)事業所の規制	特定工場	騒音規制法、振動規制法
		事業所の規制基準（騒音、振動）	生活環境条例
	2-4-2(2)建設工事の規制	特定建設作業	騒音規制法、振動規制法
	2-4-2(4)屋外作業の規制	屋外作業	生活環境条例
	2-4-3(1)道路交通対策	許容限度	騒音規制法、振動規制法
2-4-3(2)鉄道交通対策	環境基準（騒音）、指針値（振動）	-	
騒音	2-4-2(3)夜間営業の規制	夜間営業の外部騒音等	生活環境条例
	2-4-2(5)拡声機騒音の規制	拡声機を使用した宣伝放送	生活環境条例
	2-4-3(3)航空機騒音対策	（環境基準（横浜市は適用外））	-
	指針に基づく地域住民間の相互協力の促進	生活騒音	生活環境条例 > 「生活騒音防止に関する配慮指針」
騒音・排ガス	2-5-3(3)駐車場等における アイドリングストップ	自動車のアイドリング	生活環境条例
低周波音	手引書に基づく配慮要請	事業所等の低周波音	低周波音問題対応の手引書（環境省）
光害	ガイドラインに基づく配慮要請	事業所等の照明や看板	光害対策ガイドライン（環境省）

¹ 「公害紛争処理機関」

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関。国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会が置かれている。

表-2-6-3 生活環境に関する苦情相談件数（現地調査等の対応を行ったもの）（2013～2017年度）

分野	発生源	年度別の苦情件数				
		2013	2014	2015	2016	2017
大気汚染						
	排煙（屋外燃焼以外）	21	22	20	22	25
	屋外燃焼	164	194	213	167	215
	アスベスト	2	16	17	31	42
	粉じん（アスベスト除く）	58	73	52	64	76
悪臭（屋外燃焼除く）						
	事業所等	86	100	131	113	124
騒音						
	事業所・建設工事等					
	事業所	110	105	93	75	103
	建設工事	160	156	145	134	153
	夜間営業	24	43	37	31	21
	屋外作業	32	63	45	38	30
	拡声機	7	12	11	4	15
	交通関係					
	道路交通	12	9	4	5	7
	鉄道交通	7	10	4	1	1
	航空機	82	65	47	47	31
振動						
	事業所・建設工事等					
	事業所	5	8	10	6	1
	建設工事	91	86	93	86	78
	屋外作業	11	21	10	13	6
	交通関係					
	道路交通	36	36	26	20	28
	鉄道交通	6	9	3	1	2
アイドリング（騒音・排出ガス）						
	駐車場等	9	11	9	9	10
低周波音						
	事業所等	3	2	6	3	4
光害						
	事業所	4	1	6	4	6

(1) 事業所等の騒音・振動

近年は、事業所跡地に新たに建設された住宅の住民が、周囲の既存の事業所に対して騒音・振動等の苦情を申し立てる事例が多くあります。また、拡声機の使用や夜間の営業、屋外作業等に対して苦情が寄せられる事例もあります。相談が寄せられた際には、規制基準の遵守や周辺への配慮を事業者に指導します。

いずれの場合においても、事業者・住民の共存という観点も考慮し、それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(2) 事業所の悪臭

悪臭の相談が寄せられた際には、具体的な状況等を確認した上で現地調査を行い、発生源を特定した上で工程や脱臭装置等を確認し、改善の必要がある場合には技術的な指導・助言を行います。また、必要に応じて特定悪臭物質や臭気指数等の測定を行い、基準の適否等を確認します。これらの法・条例に基づく指導を行うだけでなく、事業者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(3) 工事の騒音・振動

工事の場合は発生する騒音・振動が大きく、対策方法を工場・事業場のように標準化することが技術的・費用的に困難であるため、相談件数が多くなる傾向にあります。相談が寄せられた際には、規制基準の遵守や周辺への配慮を事業者に指導します。あわせて、事業者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(4) 工事等の粉じん

土砂の堆積や土石の破砕等による事業所からの粉じんの相談が寄せられた際には、具体的な状況等を確認した上で現地調査を行い、発生源を特定した上で施設の構造や使用の方法等を確認し、法・条例に基づく指導を行います。

また、解体工事に伴う粉じんに関する相談など、法律・条例に基づく基準が適用されないものは、散水の徹底やシートの養生などの配慮を発生源者に要請します。

いずれの場合においても、事業者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(5) 解体等工事におけるアスベストの飛散

建築物等の解体・改造補修工事では、施工者に対し、着工前に対象となる建築物等にアスベストが含まれていないか調査し、その結果を掲示することが義務付けられています。したがって、このような工事でアスベストの飛散を心配する相談が寄せられた際は、着工前の調査状況や調査結果の掲示に関する指導を行います。また、石綿排出作業の届出対象である場合は、作業基準等を遵守し、適正に工事を進めるよう指導します。あわせて、事業者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(6) 自動車等の交通による騒音・振動や排出ガス

自動車や列車の走行に伴い発生する騒音・振動や排出ガスに関する相談が寄せられた際には、具体的な状況等を確認した上で現地調査を行い、必要に応じて騒音・振動や大気環境の測定を行います。測定等により限度値や環境基準の超過を確認した場合は、道路管理者や鉄道事業者に改善を求めます。

また、駐車場や道路でアイドリングする自動車から発生する騒音や排出ガスに関する相談が寄せられた際には、駐車場の管理者や自動車の使用者等に相談内容を伝え、アイドリングストップ実施への協力を要請します。

航空機騒音に関する相談が寄せられた場合には、国の所管部署等の情報を住民に提供するほか、必要に応じてそれらの部署等へ騒音に関する配慮を要請します。

(7) 屋外燃焼行為（野焼き）

屋外燃焼行為の相談が寄せられた際には、具体的な状況等を確認した上で現地調査を行い、禁止されている行為が確認された場合には発生源者を指導します。ただし、屋外燃焼行為には一部認められている行為もあるため、そのような場合には、発生源者に対し、風向きや燃やす時間帯、燃やす物の量など、煙やにおいについて周辺住民への配慮を要請します。また、現地調査で発生源者を特定できなかったものの、焼却の痕跡などを確認できた場合には、必要に応じて現場に啓発チラシを置くことで再発防止を図ります。いずれの場合においても、発生源者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

屋外燃焼行為の相談が多く寄せられる冬季には、未然防止対策として、過去に屋外燃焼行為が確認された場所を中心に巡回を行い、啓発チラシの配付により再発防止を呼び掛けます。また、事業者団体の会報誌や「広報よこはま」、ホームページなどに啓発記事を掲載して、再発防止に努めます。

(8) 低周波音・^{ひかりがい}光害

騒音・振動に類似した事象として、低周波音や光害に関する相談も受け付けています。これらは法令による規制がありませんが、環境省の「低周波音問題対応の手引書」や「光害対策ガイドライン」に基づいて対応します。

(9) 生活騒音

個人の私的生活に伴って発生する騒音は、生活環境条例の「生活騒音防止に関する配慮すべき指針」に基づき、市民が自ら生活騒音の防止に努めるものとしています。さらに、地域での相互協力が円滑に促進されるよう、リーフレット配布、騒音計の貸出し、解決に向けたアドバイスなど、側面的な支援を実施します。

(10) 騒音計・振動計の貸出し

市民や事業者自らが騒音・振動測定を行うことで客観的に数値を把握し、紛争の解決や生活環境の改善に役立てていただくことを目的に、騒音計や振動計を一定期間貸出します。

具体的取組 2-6-2

安全・安心な市民生活に向けた情報の公表

市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報等の発令や土壌汚染が確認された土地の公表などを実施します。また、事業活動による環境汚染に対する市民の不安を払拭するため、石綿排出作業に関する掲示の指導やダイオキシン類の測定結果の公表を実施します。さらに、PM2.5や河川・海域の水質など、市民の関心の高い情報をホームページなどで公表します。

(1) 光化学スモッグ注意報等の周知

市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報等の発令・解除を危機管理室など市の関係機関や学校、幼稚園、保育所などに連絡するとともに、公共施設の館内放送や防災情報Eメールなどを通じて周知します。同時に、市内の大規模工場・事業場に対して、注意報等が発令されたことを連絡し、大気汚染物質排出量の削減状況を監視します。

また、PM2.5も同様に、神奈川県による高濃度予報¹や横浜市による高濃度情報²を発信し、注意を促します。

(2) 土壌汚染が確認された土地の公表

法や条例に基づく土壌調査で汚染が確認された土地は、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。これらの区域の情報は、横浜市報で公示するとともに窓口の台帳やホームページで公表します。

¹ 「PM2.5 高濃度予報」

神奈川県では、「午前5時から7時まで」と「午前5時から12時まで」のPM2.5濃度の状況をもとに、その日の県内におけるPM2.5濃度の日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがあると判定した場合は、それぞれ午前8時と午後1時に神奈川県内全域を対象に「高濃度予報」を出している。

² 「PM2.5 高濃度情報」

横浜市では、市内の一般大気測定局におけるPM2.5濃度の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が、いずれか1局において85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、午前8時頃に「高濃度情報」を提供している。

(3) ダイオキシン類の測定結果の公表

大気や公共用水域における監視結果をホームページで公表します。また、事業者にはダイオキシン類対策特別措置法の対象となる特定施設（廃棄物焼却炉等）からの排出ガスや事業所からの排出水中のダイオキシン類の濃度を測定し、結果を規制部署へ報告することが義務付けられています。規制部署はその結果を公表することとされているため、事業者から報告された自主測定結果を取りまとめ、ホームページに掲載します。

(4) 事業者によるリスクコミュニケーションの推進

環境法令及び生活環境条例では、事業者に掲示板の設置等を義務付け、石綿排出作業等に関する情報を周辺住民等に周知します。また、さらに詳細な情報を知りたいとの相談があった場合は、事業者と相談者への説明を要請するなど、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

表-2-6-4 事業者による主なリスクコミュニケーション

分野	具体的取組	対象情報	方法	根拠法令等
アスベスト	2-1-4 (1) 解体等建設工事における事前調査	解体等工事	掲示板の設置	大気汚染防止法
		解体等建設工事	掲示板の設置	生活環境条例
	2-1-4 (2) 負圧隔離等による飛散防止対策	特定粉じん排出等作業	掲示板の設置	大気汚染防止法
		石綿排出作業	掲示板の設置	生活環境条例
土壌汚染	2-3-2 (4) 指定された区域における措置等	区域内の汚染土壌掘削	印刷物の配布、掲示板の設置等	生活環境条例
(全般)	2-5-1 (3) 指定事業所・環境管理事業所	指定事業所	掲示板の設置	生活環境条例

(5) 放射線量の測定・公表

横浜市では 1983 年度から空間放射線量の測定を開始しています。2012 年度からはモニタリングポストを保土ヶ谷区仏向西に設置し、平常時から大気中の空間放射線量を測定するとともに、測定結果について 1 時間ごとのデータを横浜市のホームページで公表します。異常な数値を検出した場合は、災害対策本部などの関係部署と情報共有を図るとともに、国や県、関係機関などに対し、確認・情報収集を実施します。

(6) 環境監視データ等の公表

市民の関心が高い PM2.5 や光化学オキシダントの常時監視の状況、河川・海域の水質測定の結果などをホームページに掲載します。

PM2.5 など大気汚染防止法に基づく常時監視では、1 時間ごとの測定値をリアルタイムでホームページに掲載していますが、計測機器のメンテナンス等により欠測となる場合があります。環境基準の達成は、欠測値を除き、1 年間を通じた測定結果を集計することにより判定するため、年度ごとの記者発表で改めて公表します。